埋蔵文化財包蔵地確認依頼書

　　年　　月　　日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 依頼の場所 | 福崎町 | 敷地面積 | ㎡ |
| 依頼者 | 住所会社名担当者 [ ] 　TEL　　（　　　　）　　－　　　　 [ ] 　FAX　　（　　　　）　　－　　　　名刺貼付可　　　　　　　[ ] 　mail |
| 依頼の目的 | [ ] 物件調査[ ] 建築計画工事の目的 住宅・工場・倉庫・事務所・店舗・その他建物工事の概要 （　　　）造　（　　）階建開発予定年月日 令和　　年　　月　　日[ ] その他 |

※太線内の必要事項を記入して、依頼の場所のわかる地図（住宅地図など）をそえて照会してください。

※希望する回答方法および依頼の目的に☑をお願いします。

|  |
| --- |
| 回答内容　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　回答番号　　　　　　 |
| [ ] 該当あり （遺跡名称　　　　　　　　　　　　　県遺跡番号　　　　　　　　　　　 遺跡の種類　　　　　　　　　　　　　遺跡の時代　　　　　　　　　　　） 開発工事等の着手前60日までに文化財保護法に基づき、届出を行ってく ださい。工事の内容によって、事前の発掘調査（調査経費は全額教育委員会負　担）を要する場合があります。 |
| [ ] 試掘調査が　　埋蔵文化財包蔵地ではありませんが、周辺の埋蔵文化財の存在状況が不明で　必要です　　　あり、埋蔵文化財保護の資料を得るための試掘調査が必要です。　　　　　　　　予備調査依頼書の提出についてご協力をお願いします。（調査経費は全額教育委員会負担） |
| [ ] 工事立会が 近接して周知の埋蔵文化財包蔵地（名称：　　　　　　）が存在しますので、必要です　　　工事中の立会調査が必要です。工事着手の1週間前までに本課までご連絡くだ さい。なお、工事中に土器等の出土により埋蔵文化財が存在すると認められた 場合には、文化財保護法に基づく届出を提出するとともに、その取扱いについ て本課と協議してください。 |
| [ ] 該当なし 開発工事中に土器等の出土により埋蔵文化財が存在すると認められた場合に は、文化財保護法に基づき、現状を変更することなく直ちに福崎町教育委員会 に届出て下さい。**※今後、近隣の調査により遺跡の範囲が変わることがあります。建築確認申請や開発許可申請等の提出時に、今回のものとは異なる回答内容を記す場合があります。** |

※詳細について問い合わせの場合は、回答番号をお知らせください。

|  |
| --- |
| 担当　福崎町教育委員会　社会教育課　樋口、渡辺TEL　０７９０－２２－０５６０（内線２５７）FAX　０７９０－２２－０６３０E-mail　syakai@town.fukusaki.lg.jp（社会教育課共用アドレス） |